

熊本県個人情報保護審査会答申の概要
(平成26年3月25日付け答申第14号)

1 事案の概要

- H25.2.6 異議申立人 熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関（知事）に対し、「退院請求審査会に関わった有識者に関する情報」等の自己情報を開示請求。
- H25.3.21 実施機関 本件対象情報として「措置入院者定期病状報告書」（以下「報告書」という。）等に記録された情報を特定し、このうち、一部の情報が条例第16条第3号、第6号又は第8号に規定する不開示情報に該当するとして部分開示決定。
- H25.4.19 異議申立人 本件部分開示決定を不服として異議申立て。
- H25.7.10 実施機関 熊本県個人情報保護審査会に諮問（諮問第18号）。

2 当事者の主張の要旨

(1) 異議申立人

本件部分開示決定を取り消し、不開示部分のすべての開示を求める。

- ・ 質問に対しての回答がなされていないため。精神異常がまったくないため。
- ・ 個人情報開示決定通知書で精神障害者と断定した根拠、証拠の提出を求める。
- ・ 精神医療審査会で気分障害、そう鬱病と判断された根拠、証拠をすべて答えよ。
- ・ 異議申立てに係る処分は、違法、不当である。

(2) 実施機関

ア 条例第16条第3号該当（開示請求者以外の個人に関する情報）

「陳述者氏名・続柄」及び「議事内容」の情報は、開示請求者以外の個人情報であり、同号に該当する。

イ 条例第16条第6号該当（評価等情報）

報告書に記載される「病名」等の情報は、措置入院に係る診察等に関する情報であり、事柄の性質上、本人の認識や意向に沿わない事項が多いため、これを開示することとなれば、精神保健指定医（以下「指定医」という。）は、必要な情報を的確に記載できず、適正な報告書の作成が困難となり、個人の評価等に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 条例第16条第8号該当（事務事業情報）

「県職員の役職・氏名・印影」、「精神医療審査会委員の氏名」及び「議事内容」の情報は、退院請求や審査における意見聴取に関わった者に関する情報であり、これを開示することとなれば、審査内容等について種々の問合せがなされる等、日常業務等に支障を及ぼす可能性を否定できず、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 審査会の判断

実施機関の判断妥当（部分開示決定は妥当）

(1) 条例第16条第6号該当性について

実施機関が同号に該当すると主張している「病名」等の情報は、指定医及び精神医療審査会委員が本人に対する診察、関係者から聴き取った内容等を基に記載するものであり、知事が措置入院の要否について判定を行う際の情報であるため、同号に規定する「個人の評価等に関する情報」に該当する。

これらの情報は、本人の認識とは異なることもあるため、これらの情報を開示することとなれば、正確な情報収集や適正な報告書の作成を行うことが困難となり、当該個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、同号に該当し、開示しないことが相当である。

(2) 条例第16条第8号該当性について

実施機関が同号に該当すると主張している情報のうち、「議事内容」については、同条第6号に該当することから、同条第8号該当性については判断する必要はないので、以下「県職員の役職・氏名・印影」及び「精神医療審査会委員の氏名」の情報の内容について検討する。

これらの情報は、退院請求に関わった県職員及び精神医療審査会委員に関する情報であり、知事が行う措置入院に関する情報であるため、同号に規定する「県の機関が行う事務に関する情報」に該当する。

これらの情報を開示することとなれば、措置入院に対する被措置者の不満や認識の相違により、被措置者からこれらの者に対して、審査内容等について、種々の問合せがなされる等、その日常業務等に支障を及ぼす可能性を否定できず、そのことによって、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は、同号に該当し、開示しないことが相当である。

(3) 条例第16条第3号該当性について

このほか、実施機関が同号に該当すると主張している「陳述者氏名・続柄」及び「議事内容」については、同条第6号に該当するため、同条第3号該当性については、判断する必要はない。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成25年7月10日（諮問第18号）
答申日	：平成26年3月25日（答申第14号）
事案名	：退院請求に係る文書の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された異議申立人の情報について、平成25年3月21日に行った部分開示決定は、妥当である。

- （1）「措置入院者定期病状報告書」（以下「本件行政文書1」という。）
- （2）「精神医療審査会審査結果伺い」（以下「本件行政文書2」という。）
- （3）「退院等請求者に対する審査結果通知伺い」（以下「本件行政文書3」という。）
- （4）「退院請求に関する意見聴取等議事メモ」（以下「本件行政文書4」という。）

第2 諮問に至る経過

1 平成25年2月6日、異議申立人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、次の内容の自己情報の開示請求を行った。

- （1）退院請求審査会に関わった有識者に関する情報
- （2）第1回目の退院請求審査会時に「そう鬱病だ。」「薬が絶対必要だ。」と言われたので、その根拠書類
- （3）第2回目の退院請求審査会の際、「引き続き入院しておいた方が良い。」とされたので、その根拠書類

2 平成25年3月21日、実施機関は、本件行政文書に記録された情報を、当該請求に対する対象情報（以下「本件対象情報」という。）として特定し、このうち、次の～に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）について、条例第16条第3号、同条第6号又は同条第8号の規定に該当することを理由として不開示とし、当該不開示部分を除く部分を開示するという部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。

- （1）本件行政文書1について
 - 「陳述者氏名・続柄」
 - 「病名」
 - 「生活歴及び現病歴」
 - 「過去6か月間の治療の内容とその結果」
 - 「今後の治療方針」
 - 「処遇、看護及び指導の現状」
 - 「重大な問題行動」

- 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」
 - 「診察時の特記事項」
 - (2) 本件行政文書2について
 - 「県職員の役職・氏名・印影」
 - 「精神医療審査会委員の氏名」
 - (3) 本件行政文書3について
 - 「県職員の役職・氏名・印影」
 - (4) 本件行政文書4について
 - 「県職員の役職・氏名」
 - 「精神医療審査会委員の氏名」
 - 「議事内容(表題部及びまとめの部分を除く。)」
- 3 平成25年4月19日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件部分開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成25年7月10日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取り消し、不開示部分のすべての開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 質問に対するの回答がなされていないため。
- (2) 精神異常が全くないため。薬を飲む必要がないため。ストレスのみたまるため。
- (3) 熊本県知事が、平成25年3月21日付けの個人情報開示決定通知書で精神障害者と断定した根拠、証拠の提出を求める。
- (4) 平成22年の精神医療審査会で気分障害、そう鬱病と判断された根拠、証拠。根拠、証拠が出たら、すべて答えよ。
- (5) 異議申立てに係る処分は、違法、不当である。
- (6) 誰が読んでも分からない個人情報など意味がない。税金のムダ使いである。もっと中身のある回答をお願いする。
- (7) 平成21年の精神医療審査会のうち、自らの衝動性を抑え切れなかったという根拠、証拠及びその資料の提出を求める。
- (8) 情報開示になっていない情報開示書の理由

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第16条第3号該当性について

条例第16条第3号は、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報」を不開示情報として規定しており、本件不開示情報のうち、及び の情報は、これに該当する。

2 条例第16条第6号該当性について

- (1) 措置入院は、本人の同意の下に行われる任意入院と異なり、本人以外の者からの申請等によって強制的に入院させることができる制度であるため、人権保護の観点から、その入院の継続に当たっては、6箇月ごと（入院当初は3箇月ごと）に定期的病状報告による審査が義務付けられている。
- (2) このため、定期病状報告書（以下「報告書」という。）に記載すべき内容は、本人や家族等の意向にとらわれない客観的かつ具体的な内容であることが要求され、そのことは措置入院制度の適正な運用を図るための根幹となっている。
- (3) 本件不開示情報のうち、～ の情報は、事柄の性質上、本人の認識や意向に沿わない事項が多く、精神保健指定医（以下「指定医」という。）は、その内容が本人に開示されないことを前提にして記載を行っているところである。もし、その記載を後日、本人の請求によって本人に開示することとなれば、必要な情報を的確に記載できず、適正な報告書の作成が困難となる。
- (4) また、本件不開示情報のうち、 の情報は、意見聴取における発言内容であり、入院継続の適否を判断するための重要な情報源である。事柄の性質上、その発言内容には、本人の認識や意向に沿わない内容も多く、陳述者はそこで得られた情報が本人に伝わらないことを前提として、率直に意見を述べている。本人の請求によって本人に開示することとなれば、率直に意見を述べることができなくなり、退院等請求にかかる審査に重大な影響を生じることとなる。
- (5) 更に、本件不開示情報のうち、 の情報は、措置入院の要否の判断に必要な情報源に関するものであり、本人に開示することが前提とされた場合、陳述者からの正確な情報収集ができなくなり、個人の評価等に支障を及ぼすおそれがある。

3 条例第16条第8号該当性について

本件不開示情報のうち、～ の情報は、退院請求に関わった県職員及び精神医療審査会委員に関する情報並びに審査における意見聴取に関わった保護者及び主治医の発言内容に関する情報である。これを開示することとなれば、審査内容等について種々の問合せがなされる等、日常業務等に支障を及ぼす可能性を否定できず、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件対象情報の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあっては、本人の個人情報について、条例で定める例外に該当する場合を除き、原則開示の考え方の下、解釈、運用がなされなければならない。

2 本件対象情報について

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）では、第38条の4の規定において、「精神科病院に入院中の者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させることを命じることを求めることができる」ことを定めている。
- (2) また、都道府県には、法第12条の規定に基づき、退院請求等に関する審査を行うための精神医療審査会が設置されており、法第38条の5第1項の規定において、「都道府県知事は、前条の規定による退院請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない」ことが定められている。
- (3) 更に、法第38条の5第2項から第6項の規定において、「精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない」こと、「審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならない」こと、「都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない」こと等を定めている。
- (4) 本件対象情報は、異議申立人からの退院請求に基づき開催された精神医療審査会に関する本件行政文書1から4に記載された情報であり、内容は、それぞれ次のとおりである。
 - ア 本件行政文書1に記載された情報は、法第38条の2の規定に基づき、措置入院中の病院の管理者から知事に提出された異議申立人に関する報告書に記載された情報であり、診察を行った指定医の氏名、診察の結果に基づく異議申立人の病状等が記載されている。

- イ 本件行政文書 2 に記載された情報は、精神医療審査会が異議申立人からの退院請求に基づき、措置入院の必要性を審査した結果を知事に対して通知する際の起案文書に記載された情報であり、起案者の氏名、精神医療審査会の開催日時、出席者の氏名、審査結果等が記載されている。
- ウ 本件行政文書 3 に記載された情報は、知事が精神医療審査会の審査結果を異議申立人に通知する際の起案文書に記載された情報であり、起案者の氏名、精神医療審査会の開催日、関係者の氏名等が記載されている。
- エ 本件行政文書 4 に記載された情報は、精神医療審査会が措置入院の必要性を審査するに当たって行った関係者からの聴取りに関する情報であり、聴取りを行った委員の氏名、出席者氏名、議事内容等が記載されている。

3 条例第 16 条第 6 号該当性について

- (1) 条例第 16 条第 6 号は、開示しないことができる個人情報として、「個人の評価、診断、選考、指導等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。
- (2) 本件不開示情報のうち実施機関は、～ 及び の情報について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。
- (3) これらの情報は、指定医及び精神医療審査会委員が本人に対する診察、関係者から聴き取った内容等を基に記載するものであり、知事が措置入院の要否について判定を行う際の情報であるため、同号に規定する「個人の評価等に関する情報」に該当する。
- (4) 次に、これらの情報が同号に規定する「開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを検討する。

ア の情報について

当該情報は、指定医が報告書の診察結果を記載するに当たって、本人のこれまでの生活歴や現在の病状に関するこれまでの履歴を聴取した相手の氏名及び本人との続柄であり、措置入院の要否の判断に必要となる情報の入手先に関するものである。

当該情報について、開示が前提となれば、陳述者が本人との関係等に配慮することにより、正確な情報収集ができなくなり、措置入院の適正な診断を行うことが困難となるおそれがあると認められる。

イ ～ の情報について

これらの情報の中心となる情報は、指定医が行う診察に基づく情報であるが、この診察は、医師が患者の求めに応じて行う医師と患者の合意を前提とする通常の診察とは異なり、措置入院が必要かどうかを判断するための法第 38 条の 2 の規定に基づく診察である。措置入院の手続の適正さを担保するうえで最も重要なのは、指定医が行う診察であり、そのために報告書に記載すべき内容は、

本人等の意向にとらわれず、できるだけ客観的で率直な内容が求められ、そのことが措置入院制度の運用の適正を図る根幹をなしている。

そして、この記載については、場合によっては、本人の認識とは異なることもあるため、指定医は本人に開示されないことを前提に、率直で具体的な記載を行っているところである。

したがって、これらの情報について、開示が前提となれば、指定医はそのことに配慮して診断に必要な情報を的確に記載できなくなり、評価内容が簡略化、形骸化することによって、適正な報告書の作成を行うことが困難となるおそれがあると認められる。

ウ の情報について

当該情報は、精神医療審査会が措置入院の必要性を審査するに当たって行った関係者からの聴取に関する情報である。

当該情報について、開示が前提となれば、陳述者が本人との関係等に配慮することにより、率直に意見を述べることができなくなり、措置入院の適正な審査を行うことが困難となるおそれがあると認められる。

(5) によって、 ~ 及び の情報は、同号に該当し、開示しないことが相当である。

4 条例第16条第8号該当性について

(1) 条例第16条第8号は、開示しないことができる個人情報として、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(同号 ア~オ 略)」と規定している。

(2) 本件不開示情報のうち実施機関は、 ~ の情報について、同号に該当するとしている。

しかし、 の情報については、上記3に記載するとおり、同条第6号に該当することから、同条第8号該当性については判断する必要はないので、以下 ~ の情報の内容について検討する。

(3) これらの情報は、退院請求に関わった県職員及び精神医療審査会委員に関する情報であり、知事が行う措置入院に関する情報であるため、同号に規定する「県の機関が行う事務に関する情報」に該当する。

(4) 次に、これらの情報が同号に規定する「開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを検討する。

(5) 措置入院は、被診察者がその精神障害のために、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた時には、本人の意思に反しても強制的に国等が設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる制度である。本人にとっては、自身を傷つけ、他人を害するという事態の発生を未然に防止するという効果が期待できる一方、強制入院という被措置者の権利・自由に対する制約が行

われることになり、大きな不利益を伴う制度でもあることから、措置入院となった被措置者に、退院請求の審査に関わった者に対する不信感や誤解が生じる可能性がある。

このため、これらの情報を開示することとなれば、措置入院に対する被措置者の不満や認識の相違により、被措置者からこれらの者に対して、審査内容や措置入院が必要と判断された理由等について、種々の問合せがなされる等、その日常業務等に支障を及ぼす可能性を否定できず、そのことによって、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(6) によって、～ の情報は、同号に該当し、開示しないことが相当である。

5 条例第16条第3号該当性について

このほか実施機関は、本件不開示情報のうち 及び の情報について、同号に該当するとしている。

しかし、これらの情報については、上記3に記載するとおり、同条第6号に該当することから、同条第3号該当性については、判断する必要はない。

6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県個人情報保護審査会

会長職務代理者 大日方 信春
委 員 谷口 美樹
委 員 徳村 美佳

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年 7月10日	・ 諮問(第18号)
平成25年 8月 8日	・ 実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成25年10月31日	・ 審議
平成25年12月 4日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成26年 1月21日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成26年 2月18日	・ 審議
平成26年 3月18日	・ 審議

